第３期 伊賀城和定住自立圏共生ビジョン（素案）の概要について

１．定住自立圏の名称

伊賀城和定住自立圏（伊賀市・名張市・笠置町・南山城村・山添村）

期	圏域名称	略称	構成市町村
第１期	伊賀・山城南定住自立圏	―	伊賀市・笠置町・南山城村 （→2020 年４月　山添村）
第２期	伊賀・山城南・東大和定住自立圏	伊賀城和定住自立圏	伊賀市・笠置町・南山城村・山添村 （→2024 年 10 月　名張市）
第３期	伊賀城和定住自立圏 （伊賀市・名張市・笠置町・南山城村・山添村）	―	伊賀市・名張市・笠置町・南山城村・山添村

２．圏域を構成する市町村の名称

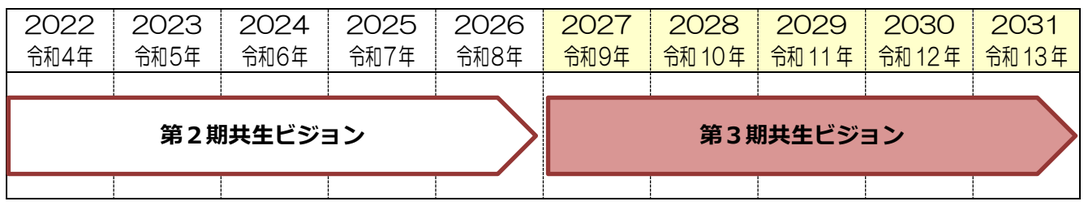
中　心　市：三重県伊賀市
連携市町村：三重県名張市
　　京都府笠置町、南山城村
　　奈良県山添村

３．定住自立圏共生ビジョンの目的

定住自立圏構想とは、「中心市」の都市機能と「連携自治体」の魅力を活用して相互に役割分担し、連携・協力することで、圏域に暮らす全ての住民が幸せを実感できる地域にするとともに、地方圏への定住を促進するための取り組みです。この構想実現のため策定する定住自立圏共生ビジョンは、定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年総行応第 39 号）及び定住自立圏形成協定に基づき、圏域全体で人口定住のために必要な生活機能を確保し、自立のための経済基盤や地域の誇りを培い、地域の活性化を図るため、中長期的な観点から、圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な具体的な取り組み等を明らかにするものです。

４．定住自立圏共生ビジョンの期間

第３期ビジョンの期間は、2027（令和９）年度から 2031（令和 13）年度までの５年間とし、
毎年度所要の見直しを行うこととします。



５．圏域の将来像

“水と歴史でつながる圏域”　伊賀城和圏域

以下の３つの視点により、取り組みを推進します。

◆視点１【圏域でつながり、暮らしの安心を支える】

医療体制や子育て支援、防災体制、働く場所の確保、地域公共交通体制の構築など、地域で暮らす生活基盤の確保・充実を図り、住み続けたい地域で暮らせる圏域をめざします。

◆視点２【活発な交流により、賑わいを創出する】

伊賀市、名張市、笠置町、南山城村及び山添村がもつ地域資源、また地域に暮らす人材の交流等により、圏域全体で多様な資源の魅力を高め、賑わいの創出をめざします。特に、幼少期から圏域住民としての一体感を養うための交流を通して、エリアプライド（圏域の誇り・自尊心）の醸成をめざします。

◆視点３【「１対１の積み上げ」から「圏域全体での連携強化」へ】

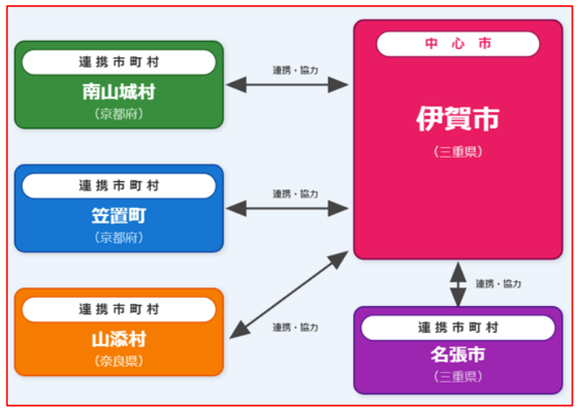
第２期までの定住自立圏は、中心市である伊賀市を「ハブ」とし、各連携自治体を「スポーク」として結ぶ構造（ハブ＆スポーク型連携）を基本としてきました。しかし、人口減少・少子高齢化が一層加速する中、伊賀市と同規模の都市機能・行政能力を有する名張市が新たに加わったことを機に、第３期では圏域の連携構造を「デュアルコア型連携」へ進展させます。

伊賀市を中心市として位置づけつつ、名張市を「圏域のもう一つの拠点（サブコア）」と位置づけ、伊賀地域で相互補完する関係を構築します。これにより、伊賀地域の強みを持ち寄り、笠置町・南山城村・山添村へ伊賀地域からスピルオーバーさせることで多角的に連携できる体制を実現します。

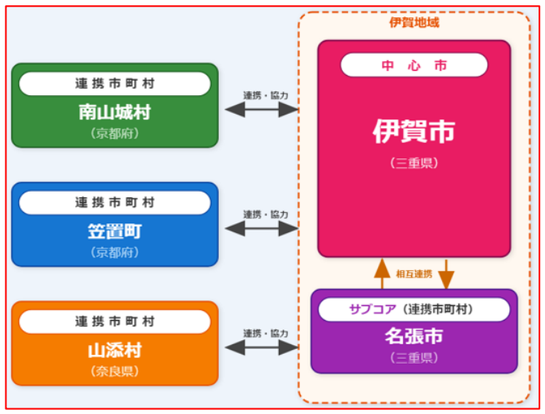
この構造転換により、従来の中心市と連携自治体との１対１の協定の積み上げにとどまらず、圏域全体で連携を強化することをめざします。

＊＊＊　連携構造のイメージ　＊＊＊

【第２期まで：ハブ＆スポーク型連携】



【第３期：デュアルコア型連携】



６．中心市と連携市町村の役割

■中心市（伊賀市）の役割

中心市である伊賀市は、圏域全体の方向性を示すリーダーシップを発揮するとともに、圏域内の住民が安心して暮らしていけるよう都市機能を充実・強化します。圏域全体の生活基盤の支柱として、圏域内の魅力の向上及び活性化等に取り組むとともに、名張市と緊密に連携し、圏域全体を牽引します。

■連携市町村（名張市・笠置町・南山城村・山添村）の役割

名張市においては、伊賀市と同規模の人口・都市機能を有する市として、圏域のもう一つの拠点（サブコア）に位置づけます。名張市は、伊賀市が担う機能を補完するとともに、笠置町・南山城村・山添村の連携町村との地理的・生活的な結びつきを活かした生活機能の確保を担います。また、関西圏への交通アクセスの優位性や市民主体のまちづくりの豊富な経験を活かし、圏域の魅力を発信します。

笠置町、南山城村、山添村においては、伊賀市及び名張市と連携を図りながら、生活機能の確保・充実に努めるとともに、各地域が有する地域資源を活かした事業に取り組みます。また、伊賀市及び名張市とともに主体的・積極的に圏域施策に参画し、圏域全体のネットワーク強化に努めます。

７．主な取り組み

第３期ビジョンでは、喫緊の課題に取り組むため、以下の連携事業を新たに実施予定。

協定項目	事業（共生ビジョン）	連携事業（事業計画・実績表）
（１）医療 ①救急医療体制の推進	1111 救急医療	④医療従事者確保事業 圏域の医師看護師等医療従事者を確保するため、構成市町村同士が連携して、地域全体の不足解消につながる取り組みを行うための調査研究を進める。
（４）産業振興 ④地域ブランド創造促進事業	1441 地場産業振興	②農林業振興事業（有機農法等） 環境負荷を低減した農業生産活動（有機農業、特別栽培、減農薬・減化学肥料、資源循環型農業等）により生産された農産物の普及・振興を図り、圏域内外への波及を拡大する。また、市町村が個別に実施する取組を「情報共有」と「共同・相互協力」により効率化し、継続的な推進体制を構築する。
（４）産業振興 ⑤鳥獣被害獣害防止対策	1451 鳥獣害獣害防止	②クマ対策（情報共有環境の整備）事業 各市町村でのクマ出没マニュアルや対策用品の整備状況に関する情報交換・情報共有を図る。 県境、市境にクマが出没した場合に備えた相互の連絡体制を構築し、出没情報等を受けた際には圏域内の自治体に早期に共有し注意喚起を行う。
（５）地域内外の住民との交流 ③公共施設の相互利用	2531 公共施設の集約化・共同利用等	①公共施設の集約化・共同利用等 連携市町村の各公共施設について、圏域地域住民が相互に利用し合える体制・システムをつくる。 公共施設の相互利用の拡充について、他圏域の事例を情報収集し、当圏域において、どのようなあり方が有効か検討する。
（２）外部からの人材確保 ①専門的な知識経験を有する人材の確保	3211 専門人材の確保と事務の共同実施	①専門人材の確保や事務の共同実施の研究 専門人材の確保について検討する。 事務の共同実施について最適な解決策を検討する。

８．今後のスケジュール

・８月 10 日　推進協議会にて素案協議
・８月 21 日　ビジョン懇談会にて中間案協議
・９月　議会説明
・10 月　中間案のパブリックコメント実施
・11 月　ビジョン懇談会にて最終案協議
・１～２月　推進協議会にて決定
・３月　第３期共生ビジョン策定